

松本看護大学学則(案)

学校法人 松本学園

松 本 看 護 大 学 学 則

目 次

第1章	総 則	(第1条～第5条)
第2章	学生定員及び修業年限	(第6条～第9条)
第3章	入学等	(第10条～第19条)
第4章	授業科目及び履修方法	(第20条～第30条)
第5章	休学、復学、留学、転学、退学及び除籍	(第31条～第37条)
第6章	卒業及び学位	(第38条～第39条)
第7章	入学検定料・入学金・授業料及びその他の費用	(第40条～第44条)
第8章	賞罰	(第45条～第48条)
第9章	教職員組織	(第49条～第52条)
第10章	教授会	(第53条～第61条)
第11章	研究生及び科目等履修生	(第62条～第63条)
第12章	特待生	(第64条)
第13章	図書館	(第65条～第66条)
第14章	保健及び学生支援施設	(第67条～第68条)
第15章	地域連携・公開講座・研修事業	(第69条～第72条)
第16章	補 則	(第73条)

第 1 章 総 則

(教育の理念)

第1条 松本看護大学(以下「本学」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)ならびに学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき、保健医療福祉において、深く専門の学芸を研究教授し、豊かな教養と専門学術および職業に必要な能力を修得させ、学生が自らの人格を培うことを援助する。更に、地域社会における保健医療福祉の向上に貢献する人材を育成するとともに看護学の発展に寄与することを目的とする。

2 看護学部看護学科は、豊かな人間性を備え、生命の尊厳と人権の尊重を基礎とした看護実践能力を有した人材を育成し、地域社会における保健医療福祉の向上及び看護の発展に貢献できる看護職者を養成することを目的とする。

(自己評価及び認証評価制度)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下「教育研究等」という)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の承認を受けた者による評価を受けるこ

とし、その結果を公表するものとする。

3 第1項の点検及び評価の事項並びにその実施体制については、別に定める。

(情報の積極的な提供)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(名称)

第4条 本学は、松本看護大学と称する。

(学科)

第5条 本学に、次の学科を置く。

看護学部看護学科

第2章 学生定員及び修業年限

(学生定員及び就業年限)

第6条 本学の学生定員及び就業年限は、次の通りとする。

学部名	学科名	入学定員	総定員	修業年限
看護学部	看護学科	70名	280名	4年

(在学期間)

第7条 学生は、修業年限の2倍を越えて在学することができない。

(学年及び学期)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週を下回らないものとする。

4 学長は、特に必要があると認められるときは、前2項の始期、終期について適切と認められる範囲において変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律に規定する休日

二 土曜日及び日曜日

三 夏季・冬季・春季休業

2 学長は、特に必要があると認められるときは、前項の休業日を変更、もしくは中止、又は前項の休

業日以外に休業日を設けることができる。

3 学業上必要と認めたときは休業日に授業、実験、実習を課すことができる。

第 3 章 入学等

(入学の時期)

第 10 条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

2 前項の他にも、必要と認められた場合には、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第 11 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学において実施する入学者選抜試験に合格した者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者。

二 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）。

三 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。

五 文部科学大臣の指定した者。

六 高等学校卒業程度認定試験規則第 8 条第 1 項に規定する認定試験（旧大学入学資格認定試験（昭和 26 年文部省令第 13 号）を含む）に合格した者。

七 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められたもので 18 歳に達した者。

(入学の出願)

第 12 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

2 前項の規定は、第 14 条、第 15 条、第 16 条及び第 17 条の規定により入学を志願する場合にもこれを準用する。

(入学者の選考)

第 13 条 入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(社会人入学)

第 14 条 社会人で本学に入学を志願する者があるときには、特別の選考により入学を許可することができる。

2 社会人入学について必要な事項は、別に定める。

(外国人入学)

第15条 外国人で本学に入学を希望する者があるときには、特別の選考により入学を許可することがある。

2 外国人入学について必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第16条 次の各号の一に該当する者が、所定の手続を経て入学を願い出たときは、選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

一 第36条により退学し、同一学科に再入学を願い出た者。

2 前項による入学者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学科の議を経て、教授会が審議し、学長が決定する。

3 再入学について必要な事項は別に定める。

(転入学)

第17条 他大学から転入学を希望する者は、特別の選考により転入学を許可することがある。

2 学長は、他の大学に現に在学するもので、本学に転入学を志望する者がある時は、学生定員に欠員がある場合に限り、既に習得した授業科目及び単位数について教授会の意見を聴き、学長が決定し、相当年次に入学を許可することができる。

3 転入学願いには、現に在学する大学等の学長の承諾書を添えなければならない。

4 他の学校から転入学した者の入学前における当該学校の在学期間は、本学の在学期間に通算するものとする。

5 その他転入学について必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第18条 選考の結果に基づき合格通知を受けた者は、指定の期日までに、本学所定の書類を提出すると共に、本学所定の学納金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第19条 入学を許可された者は、保証人2名を定めなければならない。

2 保証人は、学生の在学中の一切の事項について責任を持つものとする。

3 保証人は、いずれも独立の生計を営むものとし、保証人は保護者又はこれに準ずる者とする。

4 保証人を変更したとき又は保証人が転居したときは、直ちに届け出なければならない。

第 4 章 授業科目及び履修方法

(授業科目)

第20条 本学において開設する授業科目は、教養科目、連携科目、専門基礎科目、専門科目に区分し、授業科目並びにその単位数及び必修、選択の別は別表第1に定める。

(履修の方法)

第21条 本学において開設する授業科目は、これを必修科目及び選択科目とし、4年に分けて履修するものとする。

2 必修単位数と選択単位数の割り振りについては、前条の別表第1に定めるとおりとする。

(履修すべき科目の登録)

第22条 学生は、毎学期の当初に、当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を修得することはできない。

(単位の計算方法)

第23条 本学の授業科目の単位の算定は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位修得の認定)

第24条 各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

2 単位修得の認定方法は、試験、論文その他の方法によるものとし、その方法については、各授業科目の担当者がこれを定める。

(試験等の時期)

第25条 試験等の時期は、原則として、学期末又は学年末とするが、各授業科目の担当者が必要と認めるときは、臨時に行うことができる。

(試験等の受験資格)

第26条 各授業科目の試験等の受験資格を得るには、別表第1に定める授業時間数の3分の2以上の出席を必要とする。

2 各授業科目の出席時間数の管理は当該授業科目の担当教員が行い、受験資格の有無を決定する。

3 やむを得ない事情により、各授業科目の出席時間数が第1項に定める出席時間数に満たない場合は、授業、レポートその他の適切な方法により、出席とみなすこともできる。

(追試験)

第27条 病気等やむを得ない事情により、試験等を受験できなかったと授業科目担当者が認めた者については、追試験の機会を与えることができる。

(学修の評価及び再試験)

第28条 試験等の評価は、秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

2 不合格の場合、原則として授業科目担当者が認めた者については、再試験の機会を与えることができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第29条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生の当該他大学又は短期大学の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により当該他大学又は短期大学において、履修した授業科目について修得した単位については、60単位を限度に本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 学長は、教育上有益と認められるときは、学生が第1年次に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 第29条及び第30条第1項の規定により、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数は、すべてを合わせて60単位以内とする。

第5章 休学、復学、留学、転学、退学及び除籍

(休学)

第31条 疾病その他やむを得ない事情により2ヶ月修学することのできない者は、保証人連署のうえ学長に願い出て休学することができる。

2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 学長は、疾病その他やむを得ない事情があると認めたときは、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第32条 休学期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められた者は、引続き更に1年まで延長することができる。

2 休学期間は看護学部看護学科においては通算して4年を超えることはできない。

3 休学期間は、第7条の在学期間に算入する。

(復学)

第33条 次の各号の一に該当する者は、保証人連署のうえ学長に願い出て復学することができる。

一 休学期間が満了したとき又は休学期間中に休学事由が消滅したとき。

二 第37条第3号の規定によりより除籍された者が、除籍の日の翌日から30日以内に授業料を納付したとき。

三 行方不明者の所在が判明したとき。

(留学)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が休学することなく当該外国の大学又は短期大学に留学し、学修することを認めることができる。

2 前項の規定により、学生が留学して得た学修の成果については、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目により、修得したものと見なすことができる。

3 第1項及び第2項の実施について必要な事項は、別に定める。

(転学)

第35条 他の大学への転学を希望する者は、保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

(除籍)

第37条 学長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

- 一 第7条の規定する在学年限を超えた者。
- 二 第11条の規定による入学の許可を得た者で、学長の承諾なく指定の期日に入学しない者。
- 三 授業料納付の義務を怠り、督促を受けてもなお納付しない者。
- 四 死亡又は長期間にわたって行方不明の者。

第6章 卒業及び学位

(卒業)

第38条 学長は、学生が第6条に規定する修業年限を終え、次の各号に掲げる単位を修得したときは、教授会の意見を聴き、卒業を認定するものとする。

(看護学部看護学科)

(1) 教養科目 24単位以上

(2) 連携科目 6単位以上

(3) 専門基礎科目 23単位以上

(4) 専門科目 77単位以上

合計 130単位以上

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した学生に対し、卒業証書及び学位を授与するものとする。

(学位の授与)

第39条 前条の規定により卒業した者には、次の表に掲げる学位を授与する。

学部	学科	学位
看護学部	看護学科	学士(看護学)

第 7 章 入学検定料・入学金・授業料及びその他の費用

(入学検定料)

第40条 本学に入学を出願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。

2 社会人入学、外国人入学、再入学及び転入学の場合は、前項の規定を準用する。

(入学金)

第41条 本学に入学を許可された者は入学金を納入しなければならない。入学金の額は別表第2に定める。

2 入学金の納入期間は、合格発表の日から本学の指定する入学手続き完了日時までとする。

3 社会人入学、外国人入学、再入学及び転入学の場合の入学金についても前第1項の規定を準用する。

4 入学金は原則として返納しない。

(授業料)

第42条 授業料は、別表第2に掲げられた額とし、これを分納しようとする者は事由を記した書面により保証人連署で願い出なければならない。

2 前項の納入する期間の規定は、本学の指定する手続き完了日時までとする。

3 本学において特別の事情があると認められた者は、第1項の納入する期間の規定に関わらず月額分納又は延納を認めることがある。

4 科目等履修生及び研究生の授業料は別に定める。

5 第1項から第4項までに定めた授業料のほか、実習費及びそれとは別に費用等を徴収することができる。これらの額は別表第2に定める。

(授業料の返納及び減免)

第43条 授業料はやむを得ない事由があると認めるときは願い出により返納又は減免することがある。

2 前項の規定に関わらず、前期又は後期中途から休学の場合は、その学期の授業料は減免しない。

3 退学もしくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者又は停学中の者は、当該期の授業料全額を納入しなければならない。ただし、やむをえない事由があると認めるときは願い出により減免することがある。

(授業料未納者の措置)

第44条 所定の期日内に授業料を納入しない者には催告を発し、なお納入しないときは登学を停止する。登学を停止したのち、なお納入しない場合は除籍する。

第 8 章 賞 罰

(褒賞)

第45条 学生として特に推奨すべき行為のあった者は、これを表彰することがある。

(卒業表彰)

第46条 卒業に際し、人物成績共に優秀な学生には授賞することがある。

(懲戒該当者)

第47条 学長は、次の各号の一に該当する者に対し懲戒処分を行うことがある。

- 一 素行不良で改善の見込がないと認められる者。
- 二 正当な理由がなくて出席が常でない者。
- 三 学力劣悪で成業の見込がないと認められる者。
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者。

(懲戒)

第48条 懲戒は戒告、停学及び退学とする。

- 2 第1項の実施について必要な手続きは別に定める。

第9章 教職員組織

(教職員)

第49条 本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

- 2 前項に規定する教職員のほか、必要に応じて副学長を置くことができる。

(教員の職務及び要件)

第50条 教員の職務は、学校教育法第92条第3項から第10項の定めるところによる。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 4 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 5 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 6 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 7 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 8 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 9 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。

(職員の職務及び要件)

第51条 本学に配置する職員の職務及び要件については別に定める。

(事務職員)

第52条 事務職員は本学の事務をつかさどる。

第 10 章 教授会

(教授会の組織)

第53条 本学に教授会を置く。教授会は、学長、副学長、学部長及び専任の教授をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会に専任の准教授、講師、助教、その他の職員を加えることができる。

(教授会の招集)

第54条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。学長に支障があるときは、あらかじめ学長が指名した者がその任を代行することができる。

2 学長は、教授会の構成員が議題を示し、要求があった場合には、教授会を招集しなければならない。

(教授会の開催・運営)

第55条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することはできない。

2 教授会は、毎月一回開催を原則とする。

(審議事項)

第56条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
- 二 学位の授与
- 三 第二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものとする

2 第1項3号による学長が定める事項は、次の通りとする。

- 一 学則及び学内規程に関する事項
- 二 学生の賞罰に関する事項
- 三 学位の取り消しに関する事項
- 四 科目等履修生の許可に関する事項
- 五 研究生受入許可に関する事項
- 六 聴講生の許可に関する事項
- 七 その他教育研究上必要と思われる重要事項

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、学部長（以下、「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見をのべることができる。

(非構成員の出席)

第57条 議長は、必要がある場合には、構成員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(守秘義務)

第58条 人事に関する事項及び学生の個人情報に関する事項の審議内容については、秘密を漏らしてはならない。

(書記)

第59条 教授会に書記を置き、学長がこれを委嘱する。

2 書記は、教授会の議事録の作成及び保管に従事する。

(庶務)

第60条 教授会の庶務は、教務部において処理する。

(委員会)

第61条 松本看護大学の円滑な学校運営のために教授会のもとに委員会を置くことができる。

第 11 章 研究生及び科目等履修生

(研究生)

第62条 本学の教授又は准教授もしくは講師の指導を受け、学術研究を希望する者がある時は、当該指導教員に本学の業務に支障がない限りにおいて、選考の上、教授会の議を経て入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第63条 本学において開設する授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで履修を希望する者がある時は、当該科目等に支障がない限りにおいて、選考の上、教授会の議を経て入学を許可することができる。

2 科目等履修生には、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

3 その他科目等履修生について必要な事項は別に定める。

第 12 章 特待生

(特待生の授業料減免)

第64条 人物学業共に優秀な学生に対しては教授会の議を経て選考の上、特待生として授業料を減免することができる。選考基準、授業料減免等については別に定める。

第 13 章 図書館

(図書館の設置と目的)

第65条 本学に松本看護大学附属図書館（以下「図書館」という。）を置く。図書館は図書、文献及び研究資料を蒐集管理し教職員及び学生の研究閲覧に供する。

(図書館の規程)

第66条 図書館に関する規程は別に定める。

第 14 章 保健及び学生支援施設

(保健及び学生支援施設)

第 67 条 本学に保健及び学生支援のための施設として、保健室、学生相談室、食堂等を置く。

2 保健及び学生支援のための施設等の運用に関する必要な事項は別に定める。

(保健の業務)

第 68 条 保健の業務は、保健室及び学生相談室等において教職員及び学生の心身の保健衛生を管理する。

2 保健室には、保健衛生を管理する教職員を置く。

3 毎年定められた時期に学生の健康診査を行なう。

第 15 章 地域連携・公開講座・研修事業

(地域連携)

第 69 条 本学は松本市及び笹賀地区、筑北村を中心に、地域住民と共に、保健医療福祉の向上に役立つ連携活動及び教育等を行なう。

(地域交流センター)

第 70 条 本学に地域交流センターを置く。

2 地域交流センターに関する事項については別に定める。

(公開講座)

第 71 条 本学では夏期休暇中若しくは適時に公開講座を設けることができる。

(研修事業)

第 72 条 本学では適時に研修事業を行うことができる。

第 16 章 補則

第 73 条 本学則施行に関し必要な細則は、別に定める。

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 看護学部看護学科教育課程

区分	授業科目	授業形態	配当年次	単位数		時間数	備考欄	
				必修	選択			
教養科目	コミュニケーション関連科目	英語Ⅰ	講義	1前	2		15	
		英語Ⅱ	講義	1後	2		15	
		英語Ⅲ	講義	2前		2	15	
		英語Ⅳ	講義	2後		2	15	
		中国語Ⅰ	講義	2前		2	15	
		中国語Ⅱ	講義	2後		1	15	
		コミュニケーション論	講義	1前	1		15	
		コミュニケーション支援論	講義	1後	2		15	
	科学的思考関連科目	情報リテラシー	講義	1前		1	15	
		情報科学	講義	1後	2		15	
		科学論	講義	1前		2	15	
		社会学	講義	1前		1	15	
		医療経済学	講義	1前		1	15	
		生物学	講義	1前		2	15	
		法学	講義	1後	1		15	
		日本国憲法	講義	1前		2	15	
		比較文化論	講義	1前		2	15	
		環境学	講義	1前		1	15	
		教育学	講義	1前	2		15	
		人間と生活関連科目	生命倫理	講義	1前	1		15
	医療と看護の倫理		講義	2後	1		15	
	臨床心理学		講義	1前	1		15	
	国際理解入門		講義	1後		2	15	
	ボランティア論		講義	1後		1	15	
	音楽療法		講義	1後		1	15	
	松本の歴史と文化		講義	1後		1	15	
	健康とスポーツ		講義	1前		1	15	
	体育実技		演習	1前	1		30	
	連携科目	教養ゼミナール	演習	1前	1		30	
		連携ゼミナールⅠ	演習	2前	1		30	
連携ゼミナールⅡ		演習	3前	1		30		
言語と表現		講義	1前		1	15		
研究入門		講義	1後	1		15		
研究方法論		講義	2後	1		15		
キャリア形成論		講義	4後		1	15		

専門基礎科目	人体の構造と機能	形態機能学Ⅰ	講義	1前	2		15		
		形態機能学Ⅱ	講義	1後	2		15		
		形態機能学Ⅲ	演習	1後	1		30		
		生化学	講義	1前	2		15		
		臨床栄養学	講義	2前	1		15		
	回復の促進 疾病の成り立ちと	臨床薬理学	講義	2後	2		15		
		病態治療学Ⅰ	講義	1後	2		15		
		病態治療学Ⅱ	講義	2前	2		15		
		感染症学	講義	2前		2	15		
		看護とリハビリテーション	講義	1後	1		15		
	健康支援と保健医療システム	疫学	講義	2後	2		15		
		公衆衛生学	講義	1後	1		15		
		保健・医療・福祉行政論	講義	3前		3	15		
		社会保障制度	講義	1後	1		15		
		衛生関係法規	講義	2後	1		15		
		保健統計学	講義	2前		2	15		
		看護援助的関係論	講義	1後	1		15		
	専門科目	看護の基礎	看護学概論	講義	1前	2		15	
			基礎看護技術Ⅰ	演習	1前	2		30	
基礎看護技術Ⅱ			演習	1後	2		30		
基礎看護技術Ⅲ			講義	2前	1		15		
ヘルスアセスメント			演習	1後	2		30		
看護過程展開論			演習	2前	1		30		
基礎看護学実習Ⅰ			実習	1前	1		45		
基礎看護学実習Ⅱ			実習	2前	2		45		
看護の実践		成人看護学概論	講義	2前	2		15		
		成人急性期看護論	演習	3前	2		30		
		成人慢性期看護論	演習	2後	2		30		
		成人急性期看護学実習	実習	3後	3		45		
		成人慢性期看護学実習	実習	3後	3		45		
		緩和ケア論	講義	2後		1	15		
		老年看護学概論	講義	2前	2		15		
		老年症候群援助論	講義	2後	1		15		
		老年看護援助論	演習	3前	1		30		
		老年看護学実習Ⅰ	実習	3前	1		45		
		老年看護学実習Ⅱ	実習	3後	3		45		
認知症ケア論	講義	2後		1	15				
小児看護学概論	講義	2前	2		15				
小児看護援助論Ⅰ	演習	2後	1		30				

	看護の 実践	小児看護援助論Ⅱ	演習	3前	1		30	
		小児看護学実習	実習	3後	2		45	
		小児発達学	講義	2後		1	15	
		母性看護学概論	講義	2前	2		15	
		母性看護援助論Ⅰ	演習	2後	1		30	
		母性看護援助論Ⅱ	演習	3前	1		30	
		母性看護学実習	実習	3後	2		45	
		地域母子保健学	講義	2後		1	15	
		精神看護学概論	講義	2前	2		15	
		精神看護援助論Ⅰ	演習	2後	1		30	
		精神看護援助論Ⅱ	演習	3前	1		30	
		精神看護学実習	実習	3後	2		45	
		地域精神保健学	講義	2後		1	15	
		看護の 応用と 発展	救急看護学	講義	3前		2	15
	災害看護学		講義	3前		2	15	
	救急看護学実習		実習	4前		1	45	
	災害看護学実習		実習	4前		1	45	
	在宅生活支援論		講義	3前		1	15	
	ターミナル看護		講義	4後		2	15	
	地域医療連携システム論		講義	3前		1	15	
	多職種連携実習		実習	4前		1	45	
	地域包括ケア論		講義	2後	1		15	
	公衆衛生看護学概論		講義	2前	2		15	
	公衆衛生看護学活動論Ⅰ		講義	2後		1	15	
	公衆衛生看護学活動論Ⅱ		演習	3前		2	30	
	健康支援論		講義	3前		2	15	
	産業看護論		講義	2後		1	15	
	公衆衛生看護学実習Ⅰ		実習	4前		2	45	
	公衆衛生看護学実習Ⅱ		実習	4前		1	45	
	公衆衛生看護管理実習		実習	4前		2	45	
	看護の 統合	在宅看護学概論	講義	2前	2		15	
		在宅看護援助論Ⅰ	演習	2後	1		30	
		在宅看護援助論Ⅱ	演習	3前	1		30	
在宅看護学実習		実習	3後	2		45		
家族看護学		講義	3前	1		15		
ヘルスカウンセリング		講義	4後		1	15		
看護マネジメント論		講義	4前	1		15		
統合実習		実習	4前	2		45		
卒業研究		演習	4通	2		30		

別表第2 入学金・授業料及びその他の費用

看護学部看護学科

(単位 千円)

	入学金	授業料	その他	合計
初年度	200	880	510	1,590
2年目	—	880	660	1,540
3年目	—	880	660	1,540
4年目	—	880	660	1,540

松本看護大学 教授会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規定は、松本看護大学学則及び学校法人松本学園組織規程に基づき、学部教授会（以下「教授会」という。）の組織、所掌事項及び運用等について定めるものとする。

（組織）

第2条 本学に教授会を置く。教授会は、学長、副学長、学部長及び専任の教授をもって組織する。
2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会に専任の准教授、講師、助教、その他の職員を加えることができる。

（招集）

第3条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。学長に支障があるときは、あらかじめ学長が指名した者がその任を代行することができる。
2 学長は、教授会の構成員が議題を示し、要求があった場合には、教授会を招集しなければならない。

（開催）

第4条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することはできない。
2 教授会は、毎月一回開催を原則とする。

（審議事項）

第5条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了
- 二 学位の授与
- 三 第二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものとする

2 第1項3号による学長が定める事項は、次の通りとする。

- 一 学則及び学内規程に関する事項
- 二 学生の賞罰に関する事項
- 三 学位の取り消しに関する事項
- 四 科目等履修生の許可に関する事項
- 五 研究生受入許可に関する事項
- 六 聴講生の許可に関する事項
- 七 その他教育研究上必要と思われる重要事項

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、学部長（以下、「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(非構成員の出席)

第6条 議長は、必要がある場合には、構成員以外の者を出席させて意見を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 人事に関する事項及び学生の個人情報に関する事項の審議内容については、秘密を漏らしてはならない。

(書記)

第8条 教授会に書記を置き、学長がこれを委嘱する。

2 書記は、教授会の議事録の作成及び保管に従事する。

(庶務)

第9条 教授会の庶務は、教務部において処理する。

(委員会)

第10条 松本看護大学の円滑な学校運営のために教授会のもとに委員会を置くことができる。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。